

# 青森県報

第三千七百三十六号

平成二十五年  
八月二十八日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

### 訓 令

○青森県事務専決法規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……二

### 告 示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二
- 漁場計画の変更……………(水産振興課) ……二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……三
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……三
- 右……………(同) ……三

### 公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……三
- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……四
- 河川整備計画の変更案の縦覧……………(河川砂防課) ……四
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計管理課) ……四
- 右……………(同) ……五
- 右……………(同) ……五
- 右……………(同) ……五
- 右……………(同) ……六

### 出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(中地域局) ……六

### 監査委員

○監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……七

## 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三十一号

#### 青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の四第二号イ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号ロ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「変更及び」を「変更、」に、「の届出並びに」を「及び犬猫等販売業の開始の届出、」に、「氏名の変更等の届出」を「軽微な変更等の届出並びに同条第三項の規定による犬猫等販売業の廃止の届出」に改め、同号ニ中「第十六条第一項」の下に「(第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号カを同号ソとし、同号ワ中「氏名の」を「軽微な」に改め、同ワを同号レとし、同号中ヲをタとし、ルをヨとし、同号ヌ中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同ヌを同号カとし、同号リ中「第二十五条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同リを同号ワとし、同号チ中「第二十四条第一項」の下に「(第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、「動物取扱業者からの」を削り、同チを同号ヌとし、同ヌの次に次のように加える。

ル 第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受理に関すること。  
ヲ 第二十四条の三第一項の規定による第二種動物取扱業の種別等の変更の届出

並びに同条第二項の規定による氏名の変更等及び飼養施設の使用の廃止の届出の受理に関すること。

第五条の四第二号ト中「第二十三条第一項」の下に「(第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同トを同号リとし、同号への次に次のように加える。

ト 第二十三条の六第二項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理に関すること。

チ 第二十三条の六第三項の規定による検案書等の提出命令に関すること。

第五条の四第三号イからハまでの規定中「(第四条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号ホからトまでの規定中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同条第四号ロ中「第三条第一号イただし書」を「第三条第二号イただし書」に改め、同号ハ中「第三条第二号ただし書」を「第三条第三号ただし書」に改め、同号ニ中「第三条第三号」を「第三条第四号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令第十五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決決規程(昭和三十六年九月青森県訓令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一保健衛生課の項の第九号の部長専決事項の欄イ中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年九月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六百四十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	二	三戸郡三戸町	平成 三〇・八・九

青森県告示第六百五十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年三月十五日青森県告示第九十七号(漁場計画)で公示した共同漁業の免許に係る免許予定日及び申請期間を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	公示番号	免許予定日	申請期間
変更前	内共第16号	平成25年9月1日	平成25年3月15日から平成25年6月28日まで
変更後		平成26年1月1日	平成25年8月28日から平成25年10月21日まで

青森県告示第六百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

雷電林一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱七号を結んだ線は一級町道小湊浅所線左側官民地境界線とその他町道小湊小湊ふ頭線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。  
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	平内町	浅所	浅所	一
二	"	"	雷電林国有林	四二三林班ぬ一小班
三	"	"	"	"
四	"	"	浅所	五
五	"	"	雷電林	一の一五
六	"	"	"	一の二二
七	"	"	浅所	七の九

青森県告示第六百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政

策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第六百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土整備部都市計画課及び藤崎町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年八月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人りんごの里を応援する会
- 三 代表者の氏名  
福士 徳栄
- 四 主たる事務所の所在地  
北津軽郡板柳町大字福野田字常盤三三の八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、板柳町民及び周辺市町民に対してりんご栽培能力等の開発及び雇用の機会の拡充を支援する活動及びごみのリサイクルの取り組みに関する事業を行い、雇用機会の拡充と地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

地籍調査の成果の認証

五所川原市及び南部町が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小 字 名
五所川原市	飯詰	石田の一部
南部町	坵渡	イタコ長根、芋窪、大足、御見抜平、カッテウ、カッテウ沢、窪頭、腰廻、小沢田、坵渡、沢口、下滝田、船頭森、館、滝田、高清水、平、田ノ沢々、高日向、田ノ沢、館野、潰沢、津串森、長畦、苗代沢、西、西山、林ノ後、放森、前ノ沢、東あかね

河川整備計画の変更案の縦覧

二級河川奥戸川水系に関する河川整備計画の変更案を作成するので、河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
    - 1 河川整備計画の変更案に関する書類
    - 2 公聴会に関する書類
    - 3 懇談会に関する書類
  - 二 縦覧の期間  
平成二十五年八月二十八日から同年九月十一日まで
  - 三 縦覧の場所  
青森県国土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部
  - 四 意見書の提出  
関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。
    - 1 意見書の様式及び記載事項  
任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。
    - 2 意見書の提出期限  
平成二十五年九月十九日
    - 3 意見書の提出先  
青森県国土整備部河川砂防課
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

小形除雪車(一・〇メートル級) 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年八月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一の一の八

六 契約金額

六百七十七万二千五百円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年六月二十一日

~~~~~  
**特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

小形除雪車(一・三メートル級 草刈装置付) 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年八月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一の一の八

六 契約金額

千九百四十二万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年六月二十一日

~~~~~  
**特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

小形除雪車(一・三メートル級 草刈装置付) 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

三 青森市長島一丁目一の  
契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年八月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一の八

六 契約金額

千九百十八万三千五百円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した  
者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効  
な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年六月二十一日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

凍結防止剤散布車 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年八月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一の八

六 契約金額

千五百九十六万円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した  
者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効  
な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年六月二十一日

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅  
瀬石川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の  
規定により公告する。

平成二十五年八月二十八日

中南地域県民局長 高 原 至 智

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	齋藤 哲雄	黒石市大字西馬場尻字村元七五	平成二五・八・二五

監査委員

監査結果に対する措置の公表

平成25年6月5日付け青森県報号外第43号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成25年8月28日

青森県監査委員 泉 山 哲 章

同 元 木 篤 子  
同 山 谷 清 文  
同 小 檜 山 吉 紀

監査箇所名	監査結果	措置の内容
中南地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部 西北地域県民局地域健康福祉部 上北地域県民局地域健康福祉部 下北地域県民局地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	各制度の利用・適用時において、利用者等に対し制度の内容と利用者の権利義務を丁寧に説明し、債権発生 の未然防止を図る。 返還金が発生した場合、速やかに対象者に返還理由等を説明し、返還が滞ることがないよう指導していく。 また、収入未済が発生した場合、各地域県民局地域健康福祉部が策定した収入未済の解消を図るための要綱・要領等に基づき、滞納者検討会議等を開催し、ケースごとに納入指導方針を検討し、電話や文書、訪問等により、引き続きこれまでの取り組みを実施し、収入未済の解消に努める。
東青地域県民局地域健康福祉部	需用費において、電気料金の支払遅延による	毎月の支払期日及び支払手続の開始期限を記載した年間

三八地域県民局地域健康福祉部	工事請負費において、設計・積算が適正でないものがある。 財産の管理において、適正でないものがある。	一覧表を作成し、実際に支払手続を開始した日を当該一覧表に記入し、確実に支払手続が行われたかどうか確認することとした。
下北地域県民局地域健康福祉部	委託料において、検査が遅延しているものがある。	支払遅延防止法及び青森県財務規則の部内への周知を徹底し、業務完了後の速やかな検査の実施に万全を期すこととした。
中南地域県民局地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅等の使用料については、青森県県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領に基づき、個別訪問による納付指導と督促の徹底により未納解消に一層努めることとした。
三八地域県民局地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅の使用料については、引き続き青森県県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領に基づき、電話、文書、住戸訪問等による納付指導や督促を徹底し、未納の解消に努めることとした。また、入居者に対して、収入の申告等諸手続について丁寧な説明を行うことと、新たな収入未済の発生防止や縮減に努めることとした。 弁償金等については、引き続き文書等により債務の履行を促し、債権の回収に努めることとした。
西北地域県民局地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅等の使用料については、引き続き青森県県営住宅

青森県立青森東高等学校	概算 私の精算手続が遅延しているものがある。	宅等家賃滞納整理事務処理要領に基づき、電話指導、臨戸訪問、又は呼び出しを行い、誓約書を徴収するなどし、併せて連帯保証人への納付指導依頼や債務履行要請も適時行い、収入未済の解消に向け努力していく。 違約金及び延納利息2件については、債務者の居所が不明であり、収入未済となっているため、引き続き、債務者の居所の把握調査を行うなど、収入未済の解消に向けて努力していく。
青森県立八戸工業高等学校	概算 旅費において、遅延し私の精算手続が遅延しているものがある。	概算私が旅費の支給を受けて旅行した場合には、旅行終了後2週間以内に旅費の精算を行う必要があることを職員全員に周知徹底した。 また、事務担当者には、旅費の精算状況を随時確認し、精算が遅れている場合には催促するなど、チェック体制を強化し、精算手続の確実な実施に努めることとした。
青森県立青森第二高等学校 養護学校	旅費において、復命書の作成が適正でないものがある。 使用料及び賃借料において、支出金額が誤っているものがある。	復命すべき内容が記載されるよう報告書様式を改めた。 速やかに返納手続を行います。また、支出命令審査後に検査証明等記録表の摘要欄へ支払日を記載するほか、公共料

金等支払スケジュール確認表の活用によりチェック体制を強化し、二重払いや未払いが発生しないよう管理を徹底することとした。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一  
青森県  
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社  
毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭